

第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	平成31年4月19日午前10時02分			閉会	平成31年4月19日午前11時16分
日程番号	議案番号	案 件			結果
1	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (2) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について (3) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について (4) 枚方市教育委員会文書取扱規程の制定について (5) 枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の改正について (6) 教職員の人事異動について (7) 枚方市立小中学校における事務の共同実施に関する要綱の一部改正について (8) 枚方市立教育文化センター条例施行規則の一部改正について			承認
構 成 員	教 育 長	奈良 渉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	橋野 陽子			
説 明 員	教 育 次 長 兼 総合教育部長	森澤 可幸	説 明 員	学校規模調整課長	畑中 徹
	学校教育部長	狩野 雅彦		おいしい給食課長	亀野 真紀
	社会教育部長	浄内 俊仁		学 務 課 長	石田 英生
	総合教育部次長	高橋 孝之		教 職 員 課 課 長	鴨田 慎司
	学校教育部次長 兼 総合教育部副参事	藤丸 知子		児童生徒支援室 課長(生徒教育担当)	栈敷 勝
	学校教育部次長 兼 児童生徒支援室室長	千原 正敏		児童生徒支援室 課長(生徒指導担当)	吉本 賢治
	社会教育部次長	新内 昌子		教育指導課長	黒田 剛司
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	辻本 雅一		教育研修課長 兼 教育文化センター館長	木村 勝
	まなび舎整備室長	井上 浩一		社会教育課長	河田 淳一
	学校教育部副参事	八木安理子		放課後子ども課長	赤土 孝史
教育政策課長	乾口 美香	文化財課長	川口 政芳		

	まなび舎整備室 課長（整備担当）	津熊 聖博		スポーツ振興課長	五島 真紀子
	まなび舎整備室 課長（保全担当）	鷺 信彦		中央図書館副館長	中道 直岐
				記録	教育政策課課長代理
				傍聴の人数	0人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

森澤教育次長兼総合教育部長。

○森澤教育次長兼総合教育部長 開会に先立ち委員の出席状況についてご報告いたします。

本日の会議は、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、近藤委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第1号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤教育次長兼総合教育部長。

○森澤教育次長兼総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第1号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、ページ中ほどの2. 臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第41号及び臨時代理第48号まででございます。これら8件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

初めに、臨時代理41号、職員の人事異動につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

恐れ入りますが、6ページをご覧ください。

平成31年度枚方市定期人事異動の概要でございますが、目的といたしまして、時代の変化に順応できる柔軟な組織体制を構築するため、実施したものでございます。

2. 基本方針といたしましては、(1) 国・府など関係団体との人事交流等を通じて多角的なノウハウを取り入れる。(2) 役職者の世代交代を円滑に進めるため、若手職員の登用や女性活躍を推進するものでございます。

異動者数の状況ですが、教育委員会におきましては72人が異動となっており、このうち、他部署への出向者が18人、他部局からの出向者が21人、教育委員会内の異動が33人となっております。なお、教育委員会内での昇格者は10人となっております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

ページ中ほど以降にございます他部局への出向者の一覧に記載しております職員につきましては、出向先での発令となっておりますので、参考として記載させていただいております。

3ページをご覧ください。

異動者の一覧に記載の職員につきましては、各部ごとの新所属の職制順でございます。時間の都合上、氏名の読み上げにつきましては省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第41号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第42号、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。今回の改正は平成31年度市長部局の機構改革に伴い、規定の一部を改正する規定を制定するものでございます。

改正の内容につきましては、恐れ入りますが、当日配付させていただいております別紙1、この2ページからの新旧対照表によりご説明させていただきます。

なお、文言の整理等につきましては、説明を省略させていただきます。主な改正内容につきまして、順次ご説明させていただきます。

まず、別表第2の1の表(1)表1に、次のように加えるものでございます。27臨時職員の雇用基準を定めること。28臨時職員の雇用予定者の登録を行うこと。29臨時職員の雇入れ及び解雇を行うこと。

次に3ページをご覧ください。

別表第2の2の表(2)表及び、表(4)表に「臨時職員(一般事務に従事するものを除く)の雇入れ及び解雇を行うこと。」を加えるものでございます。

4ページをご覧ください。

別表第2の3の表(4)表に「臨時職員(一般事務に従事するものを除く。)の雇入れ及び解雇を行うこと。」をつけ加えるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございます。

本規則の施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第42号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第43号、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の8ページをご覧ください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。今回の改正は総合教育部の事務分掌の変更に伴い、規則の一部を改正する規則の制定を行うものでございます。

改正内容につきましては、恐れ入りますが、別紙2をご覧ください。

2ページをお開きください。

新旧対照表によりご説明させていただきます。

なお、文言の整理等につきましては、説明を省略させていただきます。主な改正内容について

順次ご説明いたします。

第3条の表、教育政策課の項第27号から第29号までを削り、同項第30号中「学校園」を「学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）」に改め、同号を同項第27号とし、同項第31号を同項第28号とし、第3条の表まなび舎整備室の項に次の4号を加えるものでございます。

（7）学校園の整備計画に関すること。（8）学校園施設に係る国又は大阪府への補助金の申請等に関すること。（9）学校園用地及び学校園関連用地の管理に関すること。（10）学校園の目的外使用許可に関すること。

3ページをご覧ください。

第3条の表、学校規模調整課の項第5号を同項第6号とし、同項第3号及び第4号を削り、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加えるものでございます。

（1）学校園の使用中の備品に係る台帳の総括に関すること。（2）学校園の契約事務の調整に関すること。（3）学校園に係る寄附収受に関すること。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第43号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第44号、枚方市教育委員会文書取扱規程の制定につきまして、ご説明いたします。本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

それでは、議案書の9ページをご覧ください。

今回の規程の制定は、市長部局の「枚方市文書取扱規程」の平成31年4月1日付け施行に伴い、教育委員会においても「枚方市教育委員会文書取扱規程」を新たに制定したものでございます。

規程につきましては、本日配付をいたしております別紙3の1から13ページに掲載しております。

主な規程の内容につきましては、電子決裁導入に伴い、所要の改正及び文言の整理を行ったものでございます。なお、本規程につきましては、市長部局と同様に平成31年4月1日施行をいたしております。

以上、簡単ではございますが臨時代理第44号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第45号枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱の改正につきましてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日付けで教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

今回の改正は「市長の事務部局において勤務する非常勤職員に関する要綱」の改正にあわせ、「枚方市教育委員会非常勤職員に関する要綱」の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、27ページからの新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、

文言の整理等につきましては、説明を省略させていただき、主な訂正内容につきまして順次ご説明いたします。

27ページをご覧ください。

第15条中、第6項を第9項とし、新たに第6項から第8項の3項を加えるものです。

6 教育長は、1の年度ごとにおける年次有給休暇（第4項の規定により繰り越されたものを除く。）が10日以上である非常勤職員に係る年次有給休暇の日数のうち5日については、当該年度において、非常勤職員ごとにその時季を定めることにより与えるものとする。7 教育長は、前項の規定により、時季を定める場合においては、あらかじめ非常勤職員の意見を聴取し、その意見を尊重するものとする。8 第6項の規定にかかわらず、第5項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより、与えないことができる。

28ページをご覧ください。

別表第5 1表結婚休暇の項、理由の欄中、「非常勤職員が結婚する場合」の後に、「又は非常勤職員がパートナー（当該非常勤職員と婚姻関係に異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下この項において「パートナーシップ」という。）にある者として教育長が認める者をいう。付表において同じ。）になろうとする者とパートナーシップを形成する場合として教育長が認める場合」を加え、同表の期間の欄中、「結婚」の後ろに、「又はパートナーシップの形成」を加え、「当該結婚」の後ろに「又はパートナーシップの形成」を加えるものでございます。

29ページをご覧ください。

付表中、「父母の配偶者又は配偶者の父母」を「父母の配偶者又は配偶者等の父母」に改め、「子の配偶者又は配偶者の子」を「子の配偶者又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子」に改め、「祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母」を「祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母」に改め、「兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹」を「兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹」に改めるものでございます。

同表備考の「非常勤職員の配偶者については、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」を「この表において「配偶者等」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーをいう。」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、20ページにお戻りください。

ページ上段の附則でございますが、本要綱の施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上簡単ではございますが、臨時代理第45号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 続きまして、臨時代理第46号教職員の人事異動についてご説明いたします。

恐れ入ります。議案書の30ページをお開きください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日付で教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

1. 臨時代理の内容につきまして、幼稚園におきましては、昨年度末の任期付幼稚園講師の任

期満了及び今年度から実施の3歳児保育や預かり保育の拡充に伴いまして、平成30年度末、平成31年度当初の人事異動により、必要数に対する教諭の不足を補うため、一つ目の表のとおり任期を3年とする任期付幼稚園講師を12名、また2つ目の表のとおり、任期付保育指導員を7名採用いたしました。

31ページをご覧ください。

3つ目の表では任期付幼稚園講師1名が記載のとおり異動しております。次に4つ目の表としまして、小学校におきましては、第1学年から第6学年まで本市独自の学級編成の実施及び英語教育推進のため、任期を1年とする任期付講師63名を採用し、各校に配置いたしました。

また、中学校においては、33ページの表のとおり、任期を1年とする任期付講師12名を採用し、うち5名を学力向上の推進を図るため、対象校といたしまして第一中学校、第四中学校、楠葉中学校、楠葉西中学校、学校に配置しております。

また、生徒指導の改正充実を図るため、残りの7名を対象校としまして、第三中学校、第四中学校、中宮中学校、招提中学校、桜丘中学校、蹉跎中学校、招提北中学校に配置をいたしました。以上、簡単ではございますが、臨時代理第46号のご説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第47号枚方市立小中学校における事務の共同実施に関する要綱の一部改正につきまして、ご説明いたします。

恐れ入ります。議案書の34ページをお開きください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は学校事務の共同に関する要綱の一部改正でございます。

学校事務の共同実施をご説明しますと、中学校区を1つの単位として複数の学校の事務職員が共同で学校事務にあたる取り組みでございます。現在多くの学校で学校事務職員が単数配置となっていること、学校事務職員の世代交代など円滑な組織運営を行っていく上で所要の改正が必要となったため行うものでございます。

改正の内容につきまして、37ページからの新旧対照表によりご説明させていただきます。

37ページをお開きください。

表の右側現行の第2条第1項「複数の学校の学校事務を共同実施するため」という文言を「共同実施するため、複数の」と改めております。

また、第3項につきましては、現行の、「主査をもって、主査がない場合にあっては副主査を」の文言を「主査又は副主査の職にあるもの」と改めるものでございます。

第4項につきましては文言整理をしております。

第3条「連携事務室の業務」を「連携事務室の業務等」とし、第2項は読点を入れるとともに、「学校の」に続きまして、「事務職員が所属する」を加えております。

第4条第1項は文言整理をしております。

恐れ入ります。38ページをお開きください。

第4条第4項の第3号及び第6号につきましても表のとおり文言整理をし、改めております。

第5条第1項現行の「所長は」を「支援センターの所長」とし、「各中学校区で行う学校事務

の共同実施を円滑に進めるために」を追記するとともに以下につきましても文言を改めております。

第2項につきましては、「室長会議の構成員は、次に掲げる者とする」としまして(1)として「室長」、(2)「所長」を「支援センター所長」と改め、(3)として、「その他支援センター所長が必要と認めた職員」としております。

第3項につきましては「主査の中から」を「主査の職にある者のうちから」としております。恐れ入ります。36ページにお戻りください。

ページ下段附則といたしまして、本要綱は平成31年4月1日から施行しております。

以上簡単ではございますが、臨時代理第47号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第48号枚方市立教育文化センター条例施行規則の一部改正につきましてご説明いたします。

恐れ入ります。議案書の40ページをお開きください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により平成31年3月29日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。今回の改正は健康増進法の一部改正により平成31年4月1日付け、市の所管施設は敷地内全面禁煙になったことに伴いまして、枚方市立教育文化センター条例施行規則につきまして所要の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、42ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。

42ページをお開きください。

(使用者等の遵守事項)として第14条第6号のホ、「所定の場所以外の場所における喫煙」を「喫煙」と改めるものでございます。

恐れ入ります。41ページにお戻りください。

附則といたしまして本規則は平成31年4月1日から施行しております。

以上簡単ではございますが、臨時代理第48号の説明とさせていただきます。

報告第1号臨時代理事項の報告につきましてよろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 臨時代理第47号の枚方市立小中学校における事務の共同実施の要綱の一部改正で、教育長が指定する学校によると第2条にあります。今年度はどこの学校に配置されているのでしょうか。

○奈良教育長 鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 山田中学校に学校事務支援センターを配置しております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第1号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成31年第4回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。